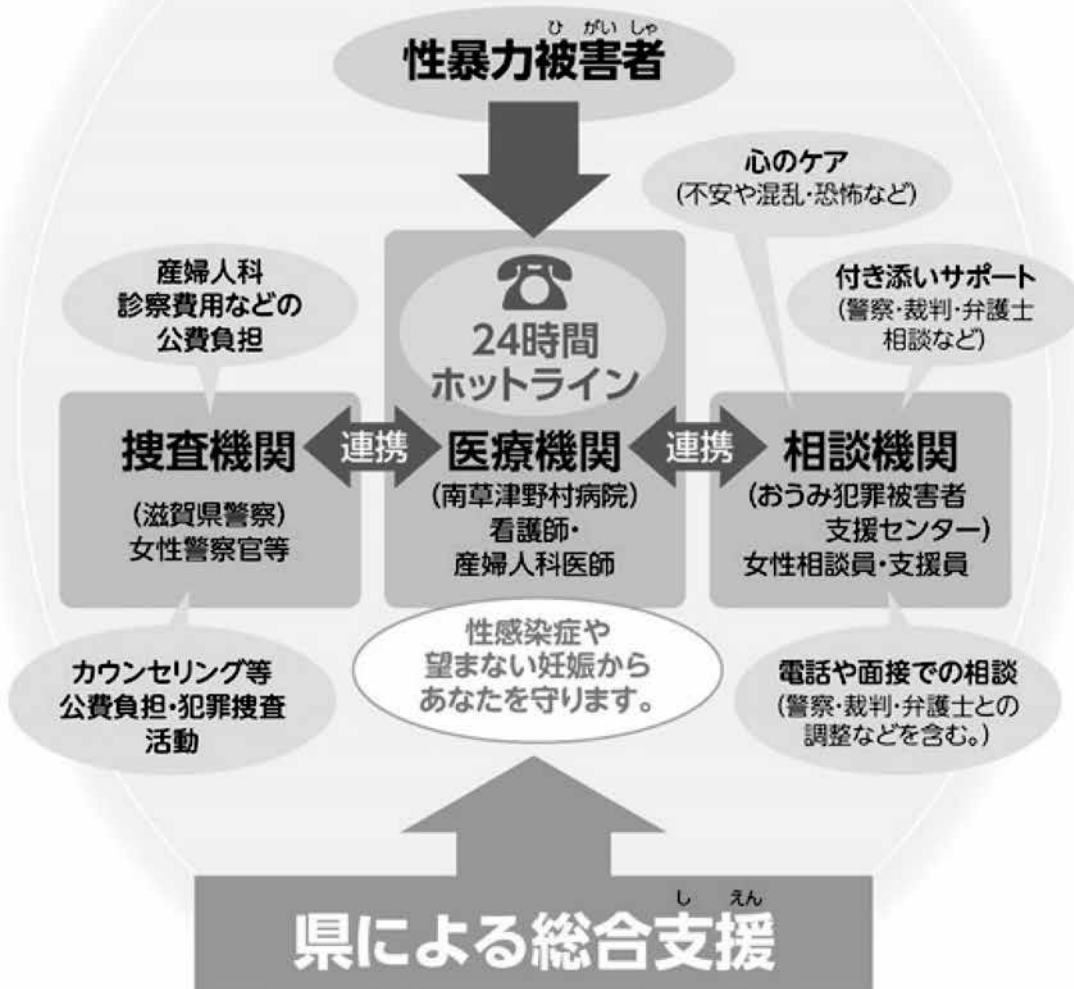


滋賀県

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO(サトコ)



滋賀県：相談員等養成講座（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

相談機関において性暴力被害に対応可能な相談員3名で対応を行っているが、その相談員に業務が集中しており、時間中は相談や調整等の対応に追われ、時間外や休日において、相談対応の整理・まとめ等を行っており、対応可能な相談員の負担が非常に大きいこと、また、性暴力被害に対応可能な相談員・支援員等の人材育成には時間と経費がかかることから、引き続き、継続的で息の長い人材育成が必要である。

2. モデル事業の内容

性暴力被害者対応可能な相談員・支援員の人材育成（スキルアップ研修）

（1）日時：平成27年8月1日（土） 9：30～12：30

場所：滋賀弁護士会館（大津市）

研修内容：①法律内容の実際

②法律相談を受ける時に必要なスキルを身につけるためのロールプレイ

講師：女性の法律事務所パール 杉山佐枝子弁護士

（2）日時：平成27年10月3日（土） 10：00～12：00

場所：草津市まちづくりセンター（草津市）

研修内容：①SATOCO24時間ホットライン電話の現状について

②ホットライン電話を携帯している現場担当者の実態

③実際の相談実務について

講師：医療法人真心会 南草津野村病院 寺田淳子看護部長

（3）日時：平成27年11月2日（月） 13：30～14：30

場所：おうみ犯罪被害者支援センター（大津市）

研修内容：①性暴力救援センター全国連絡会議報告

②全国被害者支援ネットワーク秋期研修報告

③日本思春期学会学術集会報告

講師：おうみ犯罪被害者支援センター 松村裕美理事

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

研修参加者目標 各回15名（累計45名）

相談員・支援員を育成することで負担を軽減し、継続可能な相談体制を確立

4. 実施結果及び成果

○ 研修参加者

第1回（8／1）18名 第2回（10／3）12名 第3回（11／2）4名 総合計34名

○ 実施結果および成果

① 結果

- ・ 被害者をこれ以上傷つけないためにどのような対応をするか。
- ・ 困難なケースへの対応（医療以外の緊急対応が必要な場合）
- ・ 関連機関や全国での研修や司法・支援員各部会からの報告を受け、当センターでの対応を学び、共通認識とした。

② 成果

- ・ 認定相談員が性暴力被害者からの電話相談を受けるときの対応と理解が深まった。
- ・ 性暴力被害の相談電話を取ることでできる相談員の増強（相談員の担い手育成）
- ・ その中から更に 1 名の性暴力被害に対応可能な相談員・支援員等の人材育成（高度な知識）ができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ・ 専門性の高い性暴力被害に対応可能な相談員は 1 年で育成できるものではなく、他の被害相談員よりも高度な知識と経験が必要になるため、最低でも 3 年の育成期間を必要とする。
- ・ 性暴力被害者に対応可能な相談員のスキルアップとともに、対応可能な相談員の量的確保が必要である。

滋賀県：研修の受講・相談員等講座出席旅費（被害者支援体制の構築・強化）

1. モデル事業実施前の課題

拠点病院において看護師 2 名という脆弱な体制で 24 時間ホットライン相談対応を行っているが、看護師の精神的負担が非常に大きく、24 時間相談対応に支障を来す可能性があるため、対応可能な看護師の確保、人材育成が急務であり、24 時間ホットライン相談支援体制の整備および人材育成のための措置が必要である。

2. モデル事業の内容

○ 性暴力被害者対応可能な看護師の人材育成

性暴力被害者支援看護職（SANE）養成プログラム名古屋の受講

研修開催場所：名古屋第二赤十字病院（名古屋市）

- （1）日時：平成 27 年 10 月 10 日（土）内容：性暴力被害者支援の基本理念と支援の在り方
- （2）日時：平成 27 年 10 月 24 日（土）内容：性暴力被害者の理解とその実態
- （3）日時：平成 27 年 11 月 7 日（土）内容：被害の影響
- （4）日時：平成 27 年 11 月 21 日（土）内容：性暴力と法律、アセスメントの基礎
- （5）日時：平成 27 年 12 月 12 日（土）内容：アセスメントの基礎、支援の実際
- （6）日時：平成 28 年 1 月 9 日（土）内容：支援の実際、アセスメント

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

看護師 2 名 研修受講

24 時間ホットライン体制を担うことができる看護師を確保することにより、看護師の負担を軽減するとともに、24 時間ホットライン体制の整備強化を図る。

4. 実施結果及び成果

○ 実施結果 SANE 研修を拠点病院の既対応看護師以外の 2 名が受講

○ 成果

（1）性暴力被害者への理解を深める基礎学習により、24 時間ホットラインの関わり方やアセスメントを学び、被害者のニーズに応じた相談対応が的確にできるようになった。

（2）24 時間ホットライン体制を担う看護師を新たに確保し、看護師の負担を軽減することができた。

（3）性暴力被害者の実態や被害の影響などの理解が深まり、支援に役立てることができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

○ 課題

（1）SANE 看護師を増員できたものの、当県における 24 時間ホットライン体制は脆弱であることから、対応可能な看護師のスキルアップを図るとともに、看護師を量的に確保することが急務である。

（2）相談を受ける SANE 看護師に対する心理カウンセリングなど、継続的なフォローアップが必要である。

（3）全国のワンストップ支援センター SANE 看護師を対象とした情報交換や交流を目的とした研修体制の確立を望む。

滋賀県：24 時間ホットライン相談体制の整備・拡充（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

拠点病院において看護師 2 名という脆弱な体制で 24 時間ホットライン相談対応を行っているが、看護師の精神的負担が非常に大きく、24 時間相談対応に支障を来す可能性があるため、対応可能な看護師の確保、人材育成が急務であり、24 時間ホットライン相談支援体制の整備および人材育成のための措置が必要である。

また、体制を運営・維持するための財源確保も必要である

2. モデル事業の内容

脆弱な 24 時間ホットライン体制を維持するため、ホットラインに対応する看護師に報酬を支給する。 ①平日夜間帯 4 時間分 ②休日 6 時間分

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

24 時間ホットライン体制を担う看護師を確保することにより、24 時間ホットライン体制の維持・整備強化を図る。

4. 実施結果及び成果

○ 実施結果

24 時間ホットラインの携帯電話を、SANE 看護師が常時所持して相談体制を維持

平日夜間 120 日

休日 65 日

計 185 日

○ 成果

- 1) ホットライン対応看護師に報酬を支給することで、ホットライン対応への負担に酬いることができ、相談体制の維持が図れた。
- 2) 報酬の支給により、SANE 看護師の増員につながり、支援者個人の負担が軽減されるとともに、より深く柔軟に支援対応できるようになった。
- 3) 24 時間ホットライン体制の確立により、被害者が勇気を振り絞ってしてきた相談を、余すところなく受け止めることができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

○ 課題

- 1) 24 時間ホットライン体制を継続的かつ安定的に運営するため、人件費などの財源確保が必要である。
- 2) SANE 看護師を増員できたものの、24 時間ホットライン体制の維持は、支援員にとって心身ともに負担が大きいことから、対応可能な SANE 看護師のスキルアップはもとより、SANE 看護師の量的確保が急務である。
- 3) 相談を受ける SANE 看護師に対する心理カウンセリングなど、精神的負担の解消が必要である。

滋賀県：専門人材による相談（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

相談機関においては、SATOCO 開設に伴い、性暴力被害者相談が増え、相談員の対応以外に専門家による相談が必要とされるケースも多数認められる。しかし、専門相談を受けるには相応の経費を自己負担する必要がある、被害者負担が大きくなる。そこで、高度な相談に対応する専門家の相談に要する被害者の経費負担を少しでも軽減する必要がある。

2. モデル事業の内容

専門人材による専門相談の実施

主な相談内容

- (1) 弁護士
 - 裁判準備のための専門相談
 - 警察への告訴準備のための専門相談
- (2) 臨床心理士
 - 未成年性被害者のための専門相談
- (3) 社会福祉士
 - 医療機関受診のための専門相談
 - 法律相談準備のための専門相談
 - 被害届け提出のための専門相談
 - 他機関との連携のための専門相談
- (4) 産業カウンセラー
 - 性被害者の生活支援のための専門相談

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

被害者の中長期的な支援には専門機関による相談対応が不可欠であり、専門家による専門相談の経費負担を軽減することで、支援の充実を図る。

4. 実施結果及び成果

○ 実施結果

- (1) 弁護士
 - ・ 強制わいせつ被害者に対する、裁判参加制度に関する法律相談
 - ・ 強姦致傷被害者の犯罪被害者給付金申請に関する相談
 - ・ 強姦被害者（未成年）に対する法的支援に関する相談
- (2) 臨床心理士
 - ・ 被害者の心的外傷と今後の連携に関するコンサルテーション
- (3) 社会福祉士
 - ・ 医療機関における証拠採取の意思確認に関する相談
 - ・ 警察への被害届け提出と告訴に関する相談
 - ・ 意見陳述書作成準備に関する相談
 - ・ 強姦被害者本人の金銭管理等に関する生活相談
- (4) 産業カウンセラー
 - ・ 性暴力を含むストーカー被害者に対する避難後の生活に関する相談

専門相談実績

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
弁護士	1	1	1	1		5	2	11
臨床心理士		1						1
社会福祉士	2	3	2	2	1	7	1	18
産業カウンセラー	1							1
計	4	5	3	3	1	12	3	31

○ 成果

- (1) 専門相談の実施により、警察への被害届提出や裁判への参加等、被害者のニーズに応じた支援を実施することができた。
- (2) 犯罪被害者給付金の申請相談、法律相談、生活相談、安全確保に関する相談等の専門的支援を図ることにより、被害者の迅速な社会復帰に資することができた。
- (3) 性暴力被害者の声
 - ・ 臨床心理士

「加害者が人格的な偏りがあることに、全く気付かなかった。私がコントロールされていて、洗脳状態だったことがよくわかった。これから長い戦いになるが、ずっと頼っていたい。」
 - ・ 社会福祉士

「法的な見方だけでなく、被害者側に立ってアドバイスしていただいたので、裁判に参加することを決断できた。」「学校では誰も話を聞いてくれない。親も助けてくれない。SATOCOでは、みんなやさしかった。いろいろ話せてよかった。」など、安堵の声があり、被害者に寄り添った支援が図れた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

○ 課題

(1) 専門相談に要する財源確保

中長期的な被害者ニーズに対応するための専門家相談の必要性が実証されたが、一案件につき複数回必要な場合もあり、経済的負担の一層の軽減が課題である。

(2) 相談機関におけるより専門性の高い相談員の確保

被害者相談については、相談機関の相談員が被害者との信頼関係を築き、不安を取り除いたうえで専門家による法的支援や精神的支援に繋がらないと、専門相談が生かされない。

そのため、カウンセリングが可能な相談員の養成（認定カウンセラー制度）や相談員の社会福祉士資格取得の推進など、専門家へ繋ぐまでの支援体制を充実する必要がある。

また、低い処遇による相談員の離職を防ぐため、人件費の財源確保が課題である。

滋賀県：同行支援（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

相談機関においては、SATOCO 開設により、性暴力被害者相談に伴う支援員による被害者の同行支援が増加している。

平成 26 年度のモデル事業において、急性期におけるタクシーによる付添支援を実証調査したが、急性期以外でも、精神的に大きなダメージを受けた被害者は、一人で公共交通機関が利用できない場合もあり、公共交通機関を利用した被害者に寄り添う同行支援を行う必要がある。

2. モデル事業の内容

急性期でなくても、精神的に大きなダメージを受け自分一人では行動することが困難な被害者が、司法機関、病院およびカウンセリングなどへ行く時に、同行支援を実施する。

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

急性期の被害者以外についても、同行支援の必要性が認められる被害者については、できる限り被害者に寄り添うため、公共交通機関を利用した同行支援を実施し、精神的負担を軽減する。

4. 実施結果及び成果

○ 実施結果

（1）精神的に大きなダメージを受けた被害者の公共交通機関を利用した同行支援を行った。

（2）主な同行支援先

検察庁、裁判所、県警察、弁護士事務所、ストーカー被害者の自宅など

○ 成果

（1）被害者は、被害後、検察庁や裁判所などへの外出の機会が多くなり、時間的負担が大きくなる。また、PTSD による過呼吸やパニック、突然涙が止まらないなど心身への影響も大きい。被害者に寄り添った同行支援により、性暴力被害者の精神的負担が軽減されるとともに、司法手続きの進展や生活支援による社会復帰の促進が図れた。

（2）性暴力被害者の声

- ・ 「センターに相談してもどうにもならないと思っていたが、ここまで丁寧に付き添っていただき、ありがたかった。」
 - ・ 「遠いところまで、私のために一日中一緒にいていただき、そばにいて下さるだけで心強かった。」
- など、安堵の声があり、被害者に寄り添った支援が図れた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

○ 課題

- （１）急性期でなくても PTSD による心身への影響から、公共交通機関を利用できない被害者が多い。しかし、毎回のタクシー利用は経済的負担が大きく現実的でないことから、公共交通機関を利用した同行支援も推進する必要性が認められるが、相談機関への財政的支援が課題である。
- （２）法律相談や検察庁への付添は休日や時間外対応も多いことから、相談員の負担や、人件費の負担が大きいことも課題である。

滋賀県：SATOCO 広報啓発カードの作成（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO は、平成 26 年 4 月の開設から 1 年が経過するが、認知不足により相談先が分からない性暴力被害者が未だ多数存在すると思われる。

特に、性暴力被害に遭う可能性が高い若年層への周知が重要となる。

また、性犯罪に遭った児童生徒及びその保護者の相談相手となる可能性がある教諭やスクールカウンセラー等にも SATOCO が認知されていないことも、アンケート調査から判明している。

2. モデル事業の内容

広報啓発カードを作成し、県内の児童・生徒など若年層に配付して SATOCO を周知する。

カード作成の内訳

- ① 高校生・専修学校生・大学生向け啓発カードの作成 40,000 枚
- ② 小学生・中学生向け啓発カードの作成 40,000 枚

3. モデル事業実施による成果目標（1 の課題に対応するもの）

- ・ 性暴力被害に遭う可能性が高い若年層に、SATOCO の存在を周知する。
- ・ 教育現場で生徒指導や生徒の相談相手となる教職員等に対し、SATOCO を周知するとともに、性暴力被害に対する理解を促進する。

4. 実施結果及び成果

○ 実施結果

(1) 高校生・専修学校生・大学生向け啓発カード



配付先

単位：枚

	高等学校	専修学校	大 学	計
枚数	20,000	2,000	18,000	40,000

(2) 小学生・中学生向け啓発カード



配付先

単位：枚

	小学校	中学校	計
枚数	10,000	30,000	40,000

○ 成果

- (1) 性暴力被害者の心情に配慮し、易しいタッチのイラストを使用し、原色を避けるなどデザイン面で工夫した。
- (2) 低学年の児童でも、体を触られたり抱きつかれるなど自分がイヤなことは性暴力被害

であることが理解できるよう、わかりやすい内容のものも作成した。

- (3) 配付にあたっては、教職員等から性暴力や SATOCO の説明を付言してもらいカード配付の効果を高める工夫をした。
- (4) 男子生徒にも配付し、性暴力について意識付けることで、性暴力の加害者にならないよう注意喚起することができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

○ 課題

- (1) 学校におけるカードの配付依頼にあたり、教職員等が SATOCO の存在を知らないことが浮き彫りとなり、若年層だけでなく教職員等に対する周知啓発も必要である。

学校における学習指導要領に基づく性教育の実態から、教育現場と性暴力被害者支援の現場では、性暴力の認識に大きな乖離があることが明らかになったが、教育現場の理解を得るには相当の時間を要するものと思われる。

滋賀県：教職員等指導者を対象にした研修（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO」は、平成 26 年 4 月に開設したばかりであり、その存在と 24 時間ホットラインをはじめとする支援内容を、広く県民に対して知らせる必要がある。

特に、若年層に対する周知と理解促進を効果的に進めるために、教職員等指導者に対する広報啓発が必要である。

2. モデル事業の内容

子どもたちが性暴力の被害に遭わないための予防策や早期発見、また、被害にあった場合の適切な対応について、子どもたちにとって身近な存在である教職員の方々に理解を深めてもらうことを目的に研修会を開催する。

- ・ 日時：平成 27 年 8 月 6 日（木） 13：30～16：30
- ・ 場所：栗東芸術文化会館さくら小ホール（栗東市）
- ・ プログラム

講演 1 「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO」
～産婦人科医としてできること～

講師 滋賀県産科婦人科医会 副会長

医療法人真心会 理事長 野村 哲哉 氏

講演2 「つき合ったら あたりまえ？」

～中高生の「性」とデートDV～

講師 NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター

理事 松村 裕美 氏

講演3 「潜在的な性犯罪の実態」

講師 滋賀県警察本部刑事部捜査第一課

課長補佐 岡本 良太 氏

3. モデル事業実施による成果目標（1の課題に対応するもの）

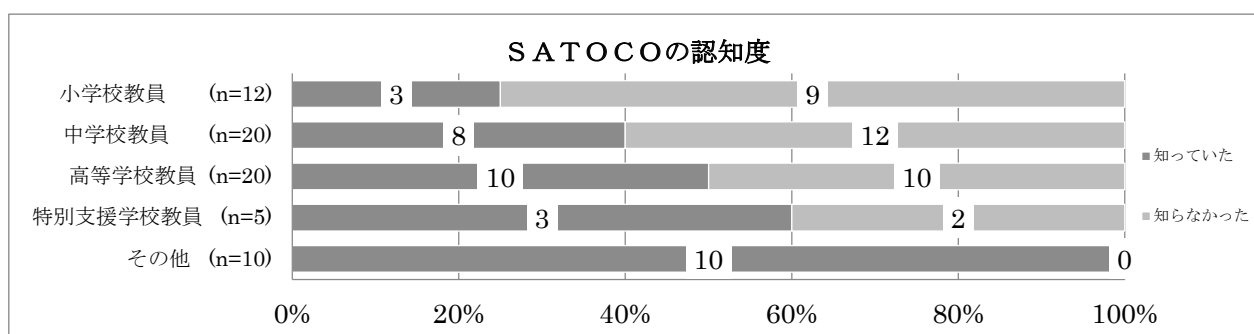
研修参加者目標 100 名

- ・ 子どもたちが性暴力の被害に遭わないための予防策や性暴力被害に遭った時の適切な対応方法について知ってもらう。
- ・ SATOCO について知ってもらう。

4. 実施結果及び成果

- 研修参加者 88 名
- 参加者の SATOCO 認知度は約 50%で、SATOCO の理解や、SATOCO の周知啓発を図ることができた。

アンケートより



- 医療機関・相談機関・捜査機関それぞれの立場での内容の講演で、SATOCO の概要から、性被害にあわないためのデートDVの授業展開、性犯罪の実態まで理解することができた。
- アンケート結果抜粋
 - ・ 性被害者の声にもっと耳を傾けること、人としての生き方について子どもたちにもっと考えてもらう機会をつくること、日常生活の中で教職員が意識して指導する必要があると感じました。(50代男性、小学校教員)
 - ・ 性犯罪の実態がわかって良かった。予防するためにも性教育が大切なんだと感じました。(30代女性、中学校教員)

- ・ SATOCO があることで、助かった生徒がいます。(50 代女性、中学校教員)
- ・ 内容の濃い研修会でしたが、なかなか教育現場では触れられない内容もあり、どう扱えばいいのか……。本心は、本当の大切なことを教えたい。(50 代女性、中学校教員)
- ・ “知る” ことってとても大切だと感じました。(20 代女性、高等学校教員)
- ・ 教育現場で子どもたちと接していても、被害にあっている子の多さにとても難しさを感じていたので、県の情報が知れてとてもよかったです。(30 代女性、特別支援学校教員)

5. モデル事業実施後の課題（現状）

子どもたちにとって身近な相談相手である教職員等指導者に対して、性暴力被害の実態と SATOCO について啓発・周知することができた。

今後は、子どもたちが自ら性暴力について正しく理解し、悩み事を身近な人に相談するなどの対処ができるよう SATOCO カードの配布による広報啓発や、教職員による性教育などが重要である。